

(議事の要旨)

開始 1 4 時 1 3 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 2 5 年度第 1 2 回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

[西田委員長]

本日の会議録署名は、岡本委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 1 6 件、請願審査 2 件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第 6 0 号から順次、審議を進めていきたいと思ひます。なお、議案第 6 9 号から議案第 7 3 号までの 5 件は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後、議案第 6 0 号から順次、審議を進めます。また、議案第 6 9 号から議案第 7 3 号までの 5 件は会議規則第 1 2 条により、公開しない会議として、会議の最後に審議します。

それでは、議事に入ります。

請願第 2 5 - 1 号・日野市立小中学校における英語教育に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第 2 5 - 1 号 日野市立小中学校における英語教育に関する請願

[松本庶務課長事務取扱]

6 1 ページをお開きいただきたいと思います。

請願番号、請願第 2 5 - 1 号。

受付年月日、平成 2 6 年 3 月 3 日。

件名、日野市立小中学校における英語教育に関する請願。

請願者の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

なお、請願の内容につきましては、6 2、6 3 ページに記載がございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」 との声あり)

〔西田委員長〕

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

〔請願者〕

私は以前、サラリーマンだったんですけれども、40歳過ぎてからネパールにNGOを立ち上げまして、頻繁にネパールに行って、その時にネパール語の勉強をして、ネパール語を話せるようになりました。50歳では仕事を辞めて、2つ目の仕事に就きました。そのためにニュージーランドに英語の学習に行きまして1年間勉強しました。現在、妻はスリランカ人で、妻との日常会話は英語です。語学の勉強をするという経験もかなりありますし、また海外から日本を見てきて、日本人を見てきて、いろいろ私なりに、普通の日本人の方々とはちょっと違った視点かもしれませんが見てきました。海外から見てみますと、日本人が英語が話せないということで、ビジネスだけでなくいろいろな社会活動でも、例えばスリランカですとお坊さんなんか結構、お坊さんでさえ、もし英語を話すことができれば、もっと私はこういうことができるのにといいふなことを、そういうことが海外に行くといろいろあります。

しかし、ここにも書きましたけれど、普通、どんな言葉でも1年間勉強すると普通に簡単な会話だったらできるようになりますね。しかし日本人は、ほとんどの方々は6年間、中学、高校と勉強して、大学にも行って教養課程でも2年、8年、10年勉強する方が非常にいらっしゃるんですけれど、それでも英語を話すことができないというのが。例えば、これだけここにいらっしゃいますけれど、恐らくほとんどの方は学歴の最高学歴の高い学力を持った方々だと思うんですけれども、この中で、いったい例えば外国人と躊躇なくといいますか、臆することなく普通にコミュニケーションできる方がどのくらいいらっしゃるかというと、きっとそんなに多くはないんだと思うんですね。私はそこに日本の英語教育の問題点があると思うんです。

語学の勉強で一番大切なことは教材とかそういうこともありますが、一番大切なことは勉強する環境を整えるということなんですね。例えば英語を勉強するとすれば、実際に英語を話す外国人と、話を聞くあるいは話すという機会、そういう環境をつくるということが一番大切です。それがないとせっかくいろいろ勉強して、例えば東大に入ろうと、英語を使わなかったならばそのまま使えませんし、日本語と英語と比べますと世界の言語の中では対極になりまして、日本語というのは喉と口だけで発音ができる、そういう言葉なんですけれど、例えば英語というのは口全体の形をつくって口全体のパフォーマンスで話すというのが英語なんですね。そうすると、音にしますと周波数が全然違いまして、日本人が英語を勉強するという場合は、世界の中では恐らく一番と言っていいくらいにウィークポイントを持った民族なんです。ですから、それなりのやはり環境、生の英語を聞くとか、あるいは話すというそういう環境をつくるということがとても大切になります。

小中学校の学校教育について話しますと、ここにも書きましたけれども、日本の英語教育というのは福沢諭吉を原点として、緒方洪庵、福沢諭吉、本当に洋書を読みとるための勉強、スタイルですね。（「請願者の方、恐れ入りますが5分経ちましたので」の声あり）わかりました。

私は、学校教育で日野市に既にALT講師というものが今年度あるということを知って

おります。それを拡充したいという話です。子どもたちのそばに、本当に外国語を話し、また聞くことができる存在を数多く準備していただきたいということですね。もしそういう状態ができますと、例えば日野市というのはTOEICの平均点数でも100点、150点という形でもってボトムアップをすることができます。もし生徒の数、上位3分の1ぐらいに限って言えば、恐らく平均点、200点、300点上げることができます。もし日野市でそういう状態ができますと、日野市の児童の例えば高校受験、大学受験の受験率というのは非常に高くなると思うんですね。私はそんなことを別に狙っているわけではありませんけれども、ただし、日野市というものがほんの少しそういうところにお金を出して、こういうことに取り組むことによって、その効果というのは非常に大きいと思います。

以上で終わります。失礼いたしました。

〔西田委員長〕

説明がございました。請願内容につきましては、細かくはいただいた文章のところにございます。

それでは、この件につきまして質問はございませんでしょうか。濱屋委員。

〔濱屋委員〕

今、請願者の方がとても大切な話をしてくださったと思います。勉強する環境が大事だと、おっしゃるとおりだと思います。特に教える先生方のことが大事だと思うんですが、日野市の小学校、中学校での英語教育活動について、学校の現状がどうなっているかということとを共有しておいたほうがよろしいと思うので、その点について説明いただけますでしょうか。

〔大野教育部参事〕

小学校におきましては年間35時間、週1時間ペース、中学校におきましては年間140時間、週4時間ペースで、小学校は外国語活動、中学校は英語の授業がございます。どちらの教員も小学校教育研究会、中学校教育研究会というところで教科等部会を設けまして研修をしております。

なお、本年度から、都の所管ではございますが小学校外国語活動アドバイザー活用事業というものを日野市が受けまして、これは1校当たり上限として20万ほどいただけるものでございますが、全17校受けることによって外国語活動のところにネイティブのアドバイザーを派遣するというものでございました。それで17校全校、ネイティブアドバイザーの指導を受けました。

また、夏の研修会を利用いたしまして、大学教授の方、ネイティブスピーカーの方にお越しいただきまして英語活動の研修、それから高学年の英語活動の方々と中学校の英語の先生との連携を図るということで、合同の研修も行ったところでございます。非常に時間は限られてはおりますけれども、ネイティブの機会を増やしていきたいということで、このような研修をしたところでございます。

〔濱屋委員〕

わかりました。ありがとうございます。

〔西田委員長〕

ほかに質問はございませんでしょうか。高木委員。

〔高木委員〕

請願の具体的な内容の中でも、外国人の非常勤講師、ALT講師の拡充を今回求めているわけなんですけど、具体的にこういった請願のとおりになると、かなりコストもかかるのかなということが想定もされ得るんですけども、例えば何か数値をもって、今、請願者の方は日野市がほんの少しというふうな表現もあったんですが、そういったレベルなのか、かなり開きがあるものなのか、その辺の認識についてかなり大雑把でも結構なんですけど、ご説明いただければと思うんですけども。

〔大野教育部参事〕

請願者の方の、63ページをご覧くださいと思います。小学校では年間一学級当たり10時間、中学校では年間一学級12時間、ALTが入るという状況でございます。現状はこちらのとおりです。報償費といたしまして、おおよそ時間給といたしまして4千円でございます。それが学校数あるいは時間数を増やせば、それなりに予算が必要となるという状況でございます。ですので、取組としてはこういったことをやれば、英語に親しむ時間は増えるとは思いますが、先立つものが、予算が必要になってくるというところでございます。

〔西田委員長〕

説明がございましたけれども、何か質問またはご意見がありましたらお願いします。

〔米田教育長〕

請願者の方、2020年を目指した、また、日本が地球規模でいろんなメッセージ、それから未来を切りひらく力ということでの本当に真摯な請願をいただき、本当に感謝を申し上げます。

今、参事のほうから説明があったように、日野市の現状としては、この方向に向きたいということですが、やはり今の市の財源の中ではなかなか厳しいということで、東京都の事業があって、そこに積極的に手を挙げさせていただいて、他市よりも頑張って採択をしていただいて、市内17校の小学校全部にネイティブの方のアドバイザーということで取組は始まっております。ただ、それも単独の事業という中では、現時点ではなかなか厳しいという状況ではあります。それから、このALTの拡充につきましても、2020年に向けて、一つには現状の中でそのコマ数ということでございます。請願内容の2ということで、一日単位の勤務ということの記載がありますけれども、なかなかそこまでは現時点では難しいということでございます。趣旨としては極めて私は賛同するということでございますけれども、具体的なその請願内容の1と2ということになりますと、現時点ではなかなか厳しいということでございます。

そういうことから、本当に残念なんですけれども、採択か不採択かということになりますと、私としては不採択ということの選択を取らざるを得ないかなというふうに思います。ただ、このご指摘は非常に大切なことですので、いろいろな機会を設けて私どももこの形の実現に少しでも近づけるような努力はしたいというふうに思います。

私の意見は以上でございます。

〔西田委員長〕

岡本委員。

〔岡本委員〕

先ほどの金子様のご意見は、私もかつて、スリランカではないですけどもインドネシアで5年ぐらいいましたので、よく理解もしますし共有したいと、そのように思っております。

日野市はネイティブについては先ほどの説明がありましたけれども、ICTを使用しての授業はかなり力を入れていまして、もちろん投資もしているんですね。それで、もちろんネイティブではありませんけれども、それなりの努力をしている、全国的にも努力をしているという評価があると思います。しかし、今回の請願はネイティブということに焦点をあてられていますので、今、教育長さんからもお話があったように、結果的には財政の問題になろうかと思えますけれども、今後とも、仮に不採択になったとしても、この趣旨は十分理解をして、実現への努力をするというのは大切なことではないかなというふうに私としては思います。そういう意見を申し上げます。

〔西田委員長〕

高木委員。

〔高木委員〕

非常に貴重と言いますか、重要な請願の内容だというふうに私も理解はしています。実は、今日論議されます日野市としての第2次学校教育基本構想等々でも日野市は、ひらこう世界へというふうな主題も持ちながら学校教育を進めているわけですが、今、教育長からございましたように、財政的な厳しさについては私どもも理解するところなので、こういった趣旨を生かしながらこの請願のとおり、二つあるわけですが、それを直ちにやるということの難しさは私なんかも理解はしています。いろいろ今日的にも教育は言語だけではなくて、いろいろな課題を抱えていますから、その中でどう対応していくのか、もう少し全体的な整理をしながら進めていくべきかなというふうに思います。非常に大切な請願の中身なり趣旨だということは理解はしますけれども、今日の場面では不採択ということでやむを得ないのかなというふうな認識を持っているところでございます。

〔西田委員長〕

ほかにございますか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

今のお話を要約いたしますと、ひらこう世界を掲げる日野市としては、この本請願の趣旨については十分に理解できるし賛同するところがございますが、細かい予算措置等の現状を考えますと、請願の具体的な内容を実現していくことは難しいと、そういうご意見が多かったようです。現時点においては、請願第25－1号については、趣旨には賛同ではあるけれども、不採択することにしたいと思いますが、ご意見ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしとのことですので、請願第25－1号については、不採択とすることに決しました。

〔西田委員長〕

続きまして、請願第25-2号・「日野市立日野第二小学校」の校名を「日野市立豊田小学校」に改称する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第25-2号 「日野市立日野第二小学校」の校名を「日野市立豊田小学校」に改称する請願

[松本庶務課長事務取扱]

65ページをお開きいただきたいと思います。

請願番号、請願第25-2号。

受付年月日、平成26年3月17日。

件名、「日野市立日野第二小学校」の校名を「日野市立豊田小学校」に改称する請願、でございます。

請願者の住所、氏名につきましては記載のとおりで、代表者ほか1,064名の方からの請願をいただいております。なお本日、追加署名としまして43名の署名をいただきましたので、あわせて報告をさせていただきます。

66ページをお開きいただきたいと思います。請願者から提出されました請願書の内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明については以上でございます。

[西田委員長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べていただきたいと思います。

[請願者]

日野第二小学校開校140周年記念実行委員会の小久保と申します。よろしくお願いいたします。貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先日提出いたしました校名、日野市立豊田小学校に改称する請願について、ご説明いたします。大きくは3点ございます。1点は校名改称の趣旨です。2点目は校名改称の機運を盛り上げる方法です。3点目は署名活動の状況です。

まず、校名改称の趣旨ですが、校名を豊田小学校に変えることによって、子どもたちには地域への愛着を高めることができます。地域にとって絆を強める象徴ともなります。

2点目の校名改称の機運を盛り上げる方法についてですが3点ございます。はじめに組織についてです。日野二小にはPTAのOBで構成する校友会というものがあまして、そこで小委員会を設置して過去5年間に勉強会を4回開催いたしました。次にPTAの働きかけです。平成20年に校名改称に関するアンケートを実施いたしました。賛成が25、反対が23、どちらでもないという方が22%でした。反対の理由としては、長年、日野二小という名称に愛着があること。校名改称のために費用をかけることに問題があるというご意見がございました。どちらでもないという意見の中に校名改称について説明してほしいというものがありました。

このことから、平成21年度からPTAを対象とした勉強会を3回実施いたしました。平成25年には校友会会長、PTA会長、校長の3名が保護者会において全クラスを訪問

し校名変更について説明をしております。その結果、PTAの総会におきまして、校名改称についての活動を実施することが承認されました。このようにPTAだよりで今回署名を出しましたということで、PTAだよりが特別号で出されております。そして地域への働きかけですが、地域を代表とした豊田の歴史上映会を実施しました。そのとき、地域から約100名の参加がありました。また、地域防災会議の席上、自治会総会において校名改称について説明もいたしました。それから、署名活動が始めるにあたりまして上映会をスライドでやったんですが、まず桑田村があって、それが合併されて日野町となろうと。合併して日野市になって、このような形でスライドで子どもたちに見せて、上映していく中で感想を尋ねてみると、古くから地域の方に支えられて、日野二小が成り立っているということに気付いたという言葉がありました。

また、3点目の署名活動についてですが、これまで勉強会でスライド上映会あるいは児童の状況を鑑みて、平成26年2月から署名活動を実施しました。この活動ではPTAの協力や自治会長が個別に回って集めていただいたという実例がございます。1ヵ月足らずの期間で1,000名という多くの署名を集めることができました。今後はこの数はさらに増えてくるものと思われます。

以上、今回の請願の背景についてご説明をさせていただきました。校名に地域の名前をつけることによって、学校の所在地が明確になるということと、防災上も大変有利になるということです。これから社会を歩む子どもたちにとって、地名のついた校名をプレゼントするということをしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

〔西田委員長 〕

説明がございましたけれど、この件につきまして、ご質問ございませんか。高木委員。

〔高木委員 〕

今回、校名改称ということの請願ですけれども、日野第二小学校の校名のこれまでの歴史的な経緯について、ポイントについてご説明いただければと思います。よろしく願います。

〔松本庶務課長事務取扱 〕

二小の校名の歴史ということでご質問がありました。この請願書の中にも校名の変遷ということで詳しく記載されているところがございますけれども、こちらの日野市戦後教育という中に記載がある部分で主要なところ、この部分をちょっとご説明させていただきたいと思います。

まず、明治7年3月に神奈川県第一大学区第八中学区豊田学校として創設されております。明治41年3月には日野小学校豊田分教場となっております。それから昭和21年6月、南多摩郡豊田国民学校として再び独立をしております。昭和30年4月には日野町立日野第二小学校と校名変更をしています。そして昭和38年11月、市制施行に伴いまして日野市立日野第二小学校と校名を変更しており、それ以来現在まで約50年が経過しているところでございます。

説明については以上でございます。

〔西田委員長 〕

ほかにございませんか。濱屋委員。

〔濱屋委員 〕

校名が変わるということについて、市のほうで何か考え方があれば教えていただけないでしょうか。

〔松本庶務課長事務取扱 〕

だいぶ以前からこの動きというのはございまして、平成１５年の市議会の第２回定例会の中で一般質問が出ておりまして、その中の部分を抜粋して主要な部分をご説明したいと思います。

まずナンバー制の学校名に至った時期でございすけれども、このナンバー制につきましては、昭和３０年に日野小学校が日野第一小学校、そして今回の請願であります豊田小学校が日野第二小学校に変更ということなど、これは昭和３０年に小学校３校、中学校１校で校名を変更したことが、日野市の中では始まりというふうになっております。その後、学校名のナンバー制につきましては、日野第八小学校まで続いております。この第八小学校の校名決定の折には、この地の地名であります橘を校名として採用してほしいという意見も強くありました。教育委員会としましてはこのような状況の中で、八小を最後に今後は地名等を使うこととし現在に至っているところでございます。そして既に統合されました夢が丘小学校の校名決定の折にも、両校の児童や保護者、あるいは地域住民等に働きかけ、提案された学校名の中から教育委員会が決定した経緯がございす。

今、学校の運営につきましては、地域との連携、開かれた学校づくりが求められ、各学校で種々の取り組みをしているところでございます。学校名を変更することで、学校と地域が一体感を共有でき、学校への愛着心が生まれ、学校と地域の連携が深まる契機となるのであれば、それは意義のあることと考えております。しかしながらその一方で、ナンバー校の中には半世紀を経過しているという学校もございす。地域に定着し、伝統ある校名となっている学校もございす。校名変更については、地域の中で議論され、そういった方向が定められてくることが重要であるというふうに考えています。そういう意味で、議論がされ、方向性が定められてくること、これを教育委員会としても期待している、としている答弁がございす。

その考えにつきましては、今現在も市の考え方、教育委員会の考え方、変わるころではないというふうに思っているところでございます。

〔西田委員長 〕

ほかに質問はございすか。岡本委員。

〔岡本委員 〕

ずいぶんいろいろな観点から説明していただきましたけれども、請願者の方に質問をさせていただくような、そういうような可能性はあるのでしょうか。

〔松本庶務課長事務取扱 〕

日野市の教育委員会会議規則、この中に直接的に請願者に質疑、これを想定した規定そのものはございせん。ただし、第３７条に、この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って決定するとございす。したがって、請願者に質疑を行いたい状況が生じた場合につきましては、委員会にてお諮りいただき、決定されれば可能であると、そのように考えております。

〔西田委員長〕

確認ですが、請願者へ質問するか否か諮って、質問をすることが決まれば、質問できるのですね。

〔松本庶務課長事務取扱〕

この委員会の中でお諮りいただいて、必要であれば質問することは可能だというふうに思っています。

〔西田委員長〕

わかりました。

〔西田委員長〕

ほかにご質問はございませんか。

ご意見を伺います。

〔米田教育長〕

ただいま説明者のほうから平成15年当時の議会でのやり取りの紹介の中で、教育委員会としての考え方の基本が述べられて、今もそのとおりだという説明がありました。その中でも述べられていたことですが、極めて重要な案件であるということ、慎重にいろいろな角度から研究をして協議を深めて、結論を出さなくてはいけない問題かなというふうに思います。いつぐらいから始まって、どのような広がりをもっているのか、それから、昭和30年から半世紀を経過しているということですので、その中での地域の中での思いはどうか。そしてもう一つは、校名変更ということの教育的価値についてはどうか、いろんな角度から慎重に研究を深め、この委員会として議論を深めて、そして採択か不採択かの結論を出すべき案件かなと思います。私は継続をして、さらに深めて協議したいと思います。

〔西田委員長〕

ほかにごございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見は終結いたします。

本請願の結論を出すために今、様々な視点を話していただきましたが、こういうことを含めて、さらにしっかりと調査研究を行って、慎重に様々な角度から検討して、議論を尽くしていく必要がある、そういう意見が多かったように思いまして、そのようにまとめたいと思います。請願者への質問も行うということも含めて、請願第25－2号につきましては、継続審査としたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしとのことですので、請願第25－2号につきましては、継続審査をするということに決しました。

ここで休憩をとりたいと思います。

3時から再開ということにいたします。

[西田委員長]

再開します。

議案第60号・第2次日野市学校教育基本構想の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第60号 第2次日野市学校教育基本構想の策定について

[鈴木学校課長]

議案第60号・第2次日野市学校教育基本構想の策定について、でございます。

提案理由でございます。教育基本法第17条第2項に基づき、第2次日野市学校教育基本構想を策定するものでございます。

策定にあたりましては、日野市学校教育基本構想検討委員会を設置しました。そしてこの委員でございますけれども、14ページをお開きください。様々な分野から幅広い意見をいただくために、学識経験者のほかに、公立幼稚園長や私立幼稚園長、小学校長、中学校長、都立高校校長の代表の方や小学校や中学校のPTAの代表や地区育成会、社会教育委員、学校運営協議会の代表の方に委員になっていただき、行政部門からも、教育関係者のほか企画部長や子ども部長にも委員になっていただきました。

検討委員会の検討経過ですけれども、平成25年7月24日に第1回の会議を開き、今年の3月11日までの5回の会議を積み重ねて、様々なご意見をいただき、報告書をまとめました。

6ページをお開きください。第2次日野市学校教育基本構想でございますが、地域と共につくる基本と先進の教育を掲げ、教育のまち日野を目指して、「21世紀を切りひらく力」、「次代をつくる特色ある学校づくり」、「つながりによる教育」の三つの基本方針に基づき、12の項目と36の取組を推進する内容となっております。

この内容につきまして、2月1日から2月14日までの間でパブリックコメントを実施しましたところ、1名の方から5件の意見をいただきました。検討の結果、表記に関する意見について、委員会で確認し変更させていただきました。

第2次日野市学校教育基本構想の期間は、平成26年から5年間といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。濱屋委員。

[濱屋委員]

この構想を拝見いたしまして、検討委員会の方と事務局の方の熱心な議論のあとがよくわかる案になっていると思います。この中で、特に基本方針の1番の中で、かかわりの中で個性を磨き合い、21世紀を切りひらく力の育成、とても大切なことを言っておられる

と思うんですが、この方針の中で、全体として特に大事だと思っておられるところはどこなのかということが1点と、あと、それを具体的な施策に結び付けていくために、これから私たちがやったほうがいいことというのはどういうものなのかということについて、考えをお聞かせいただければと思います。

〔西田委員長〕

2点についてお願いします。教育部参事、お願いします。

〔大野教育部参事〕

カラーのリーフレットの内側にございます赤、青、緑の3色のページをお開きいただければと思います。この基本構想の構成について、まず説明させていただければと思います。

まず、基本方針1のかかわりの中で知恵を出し合い、自立・協働・創造に向けた「21世紀を切りひらく力」を豊かに育みます、という赤いところをございます、一番左のかかわりの中で個性を磨き合い、21世紀を切りひらく力の育成、これが根幹となります。その右側にございます三つの四角の部分、これが知・徳・体にあたる部分となってまいります。

ここを中心といたしまして、その次、赤を囲んでおります青い部分ですが、こちらが学校教育で力を入れていくところ、基本方針の2、質の高い教育環境を整え、「次代をつくる特色ある学校づくり」に取り組みます、というところ、これはこれまで日野市が取り組んでまいりました特別支援教育の充実、ICT活用教育の充実、幼保小中連携教育の充実、一番左に戻りますけれども、人権教育ですとか授業の質の向上等々、これまでいわゆる重点施策の4本柱としてきた部分がこの青いところをございます。

それら赤、青をくるみます緑の部分、これは学校と地域、家庭、社会が連携を図っていく中での内容の位置づけとなっております。それらの位置づけの中で、この計12マスございますけれども、この12マス全てを行うことによって主に左側の色の太い線で囲われているところを重点化し、なおかつさらに基本方針1の一番左、かかわりをとおすことによって21世紀を切りひらく力を主に展開していくという構成でございます。

今後、重点施策、主要事業などにつきましても具体的に検討していく方向でございます。

以上でございます。

〔西田委員長〕

ほかに質問ございませんか。岡本委員。

〔岡本委員〕

説明ございましたし、以前に我々も勉強会をさせていただきましたけれども、前の基本構想、そして今回、2次ということで、非常によく精査されて問題点もはっきりしてきましたし、今後、わが教育委員会でやっていかなければならないことがはっきりしてきているというふうに思います。そういった意味で大変にすばらしい構想だなというふうに思っております。

先ほどの請願のときもお話が出ましたけれども、これらを今度は実際の具体的な施策に移していくために、いろいろご苦労があると思います。そして一方、日野市の財政状況を見ますと、かなり厳しい。今まで先輩が築いてきた状況よりもかなり厳しい局面でこの構想を実現化していかなければならないと思うんですけれども、そういうようなことで事務

局のほうでは財政の方向性、それから、こういったところを今後、力を入れていかなければならないのかといったようなこともご議論されていると思いますので、概略の方向性で結構ですので、お知らせしていただければありがたいです。よろしくお願いします。

〔田倉教育部長 〕

学校教育基本構想を具現化するために財政の方向性、状況はというご趣旨のご質問をいただいたところでございます。委員ご指摘のとおり日野市の財政状況は厳しい状況の中で、その中でも26年度の教育費は前年度に比べて8.9%の伸びを示すというような状況でございます。

今後、日野市では大きな財政支出を予想されるものがございます。教育に関連し幾つか例を上げさせていただきますと、第二中学校、第五小学校の増改築がございます。それから、耐震化は早くから取り組んで完了していますけれども、非構造部材の検査をしております。その対応もでございます。それから、長期的に見て大きいのは、校舎の老朽化という問題がございます。これは近々非常に大きな財政負担になってくるわけですが、これについても今後、長寿命化を図るのか、あるいは建替えをするのかというような方向性も出していかなければならない。子どもの安全・安心という部分も含めて、財政的な負担が今後大きくなるということは予想される状況にはございますけれども、ここでご議論いただいております学校教育基本構想、しっかりと取り組んでいかなければならないかというふうに考えております。

財政的な面から言いますと、市長部局としっかりと連携をとりながら、一時的に支出が重ならないといえますか、平準化しなければいけないかなというふうに考えております。それから、国や東京都の補助の制度であるとか、そういったことにもしっかりとアンテナを張って、財源確保もしていかなければならない、そのような工夫をしながら、ハードの部分はしっかりと対応していきたいと思っています。

この学校教育基本構想の中で謳われております内容については、ハードという言い方をしましたけれども、ソフトの面については学校の授業の中では、それほど大きなお金をかけなくても、取り組みの中では既に始まっている部分というのはございますので、この部分についてはこの学校教育基本構想を学校の中、保護者、地域の方にもご理解をいただいて展開ができればなというふうに考えております。

〔西田委員長 〕

ほかに質問はございませんか。

〔西田委員長 〕

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

〔高木委員 〕

非常に短い時間の中で、検討委員会の皆様のご尽力によりまして、先ほどから出ていますように良い基本構想ができてきたのかなと強く感じています。遂行にあたっては今、質問でもありましたように財政面含めて、いろいろ課題があることは認識はしているわけなんですけれども、今回の基本方針の3番目に謳われていますように、広く市民の皆さんにも協力、ご理解をいただきながら進めていかなければいけないということが多くありますので、是非、市民の皆さんとも実現に向けて認識を共有化して進められるような丁寧な展

開と、また工夫をしながら進めていただくように是非お願いしておきたいと思います。

〔西田委員長〕

ほかにご意見ございませんでしょうか。

〔米田教育長〕

今、事務局からの説明もありましたように、私たちの子どもたちが大人になった時に、どの社会も経験したことがない超高齢化社会を背負って新しい世界を切りひらいていく、そういう存在です。その子どもたちが、この学校教育の中で今どんな力を育まなければいけないのかということを真剣に議論した結果でございます。今までは知識を習得しそれを活用するということでした。今度はそれを基盤にして、さらにそれを超えていかななくてはいけない。つまり、いろんな多様な中から答えのない答えを見つけていくという、そういう存在だということです。ここに実践力、この言葉に一つの大きな重みがあります。自らが自らの環境に働きかけてより良い社会をつくっていくんだという、そういう力にまで高めていこうということでもあります。一つ一つ施策化をして、今、学校現場では非常に子どもを中心に据えて子どもの新たな発想、子どもが自らの課題を見つける、子どもがそれ自身を子どもの集団の中で深めていく。そして新しい答えをみんなで導き出していく、そういう活動が始まっております。この第2次学校教育基本構想を経て、さらにそれを具体的に一つ一つ深めていきたいと思います。この構想が可決された後は、しっかりと一つ一つ前に進めていきたいというふうに思います。

〔西田委員長〕

一つ一つ前に進めていきたいということでございますが、ほかにございますか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。第2次日野市学校教育基本構想の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第61号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第61号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

〔鈴木学校課長〕

議案第61号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、でございます。

提案理由でございます。平成26・27年度日野市立学校教科用図書の採択にあたって要綱を制定するものでございます。

本要綱につきましては、教科用図書の採択という重要な事務手続きを定める要綱ですので、教育委員会にお諮りさせていただくものです。今回採択される教科用図書は学習指導

要領の下、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書で、小学校では平成27年度から、中学校では平成28年度から使用するものになります。

それでは要綱の条文に沿って説明させていただきます。

第1条は、本要綱の目的でございます。

第2条、採択を行う教科用図書についてです。採択を行う教科用図書は文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択するものでございます。採択を行う教科書は7ページをお開きください。別表第1にございますように、小学校11種目、中学校15種目でございます。

第3条、採択の時期です。教科用図書の採択は教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までとする規定です。教科用図書の採択につきましては、8月の教育委員会で採択をいただくように事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

第4条、第5条、第6条についてです。採択に関する組織として審議会、教科委員会を設けること。また組織の委員構成等について定めたものでございます。審議会委員につきましては7ページをお開きください。別表第3のとおり委員14名の構成になります。この委員には6名の保護者が入っております。これは実際に教科書をお子さんが使っている様子を身近でご覧になっており、教科書に対する関心も高い保護者の方に選考や審議に加わっていただくことが大切であるという考え方に立ったものでございます。

第7条です。審議会等の任務として、教育委員会に答申するまで審議会、教科委員会、学校における任務について規定したものでございます。

第8条、委員の資格の規定です。各号のいずれかに該当する者は委員に就任できないという規定です。また、委員の選任に当たり、その確認を求めるものでございます。

第9条に採択結果等の公表、公開、第10条に守秘義務が規定されています。

次に付則についてです。この要綱は平成26年4月1日から施行し、平成27年8月31日限りでその効力を失うものでございます。最後に、今回使用する報告書や答申書の様式を9ページ、10ページ、11ページにお示しをいたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

高木委員。

〔高木委員〕

この要綱は教科用図書の採択の要綱を制定するということですが、4年前にもこういったような場面があったわけなんです、その時との大きな相違点等があれば、教えていただきたいと思いますと思いますが、ありますでしょうか。

〔鈴木学校課長〕

2年前の要綱と比較しまして、多少の文言の整理はさせていただきましたけれども、大きな変更点というのはございません。

〔西田委員長〕

ほかにございますか。

〔西田委員長〕

なければご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第62号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第62号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について

[鈴木学校課長]

議案第62号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、でございます。

提案理由でございます。平成26年3月31日をもって平山小学校学校運営協議会委員の任期が満了となるため、日野市学校運営協議会規則第7条第1項の規定に基づき、新たな委員を任命するものでございます。

これまでは20名の委員で組織されてきましたが、これからも20名で活動していきたいとありますが、今回8名の委員が辞退されましたので、新たに1番目の吉富さん、2番目の垣内さん、7番目の長田さん、10番目の鈴木さん、11番目の小林さん、12番目の齊藤さん、18番目の市之瀬さん、19番目の西村さんに新任ということでお願いしております。ほかの12名については変更ございません。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。平山小学校学校運営協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第63号・日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 6 3 号 日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について

[鈴木学校課長]

議案第 6 3 号・日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、でございます。

提案理由でございます。平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって日野市立学校の学校薬剤師の任期が満了となるため、平成 2 6 ・ 2 7 年度の学校薬剤師を委嘱するものでございます。

次のページをお開きください。上段が小学校の薬剤師、下段が中学校の薬剤師です。

任期は、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の学校薬剤師の委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 6 4 号・第 3 次日野市特別支援教育推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 6 4 号 第 3 次日野市特別支援教育推進計画の策定について

[根津特別支援教育推進チームリーダー]

議案第 6 4 号・第 3 次日野市特別支援教育推進計画の策定について、でございます。

提案理由でございます。これまで平成 2 5 年度までを計画期間とする第 2 次日野市特別支援教育推進計画により各種事業を推進してまいりました。来年度以降、日野市の特別支援教育をさらに推進するために、平成 2 6 年度から 2 8 年度までを計画期間とする第 3 次日野市特別支援教育推進計画を策定するものです。

この計画の策定にあたっては、第 3 次日野市特別支援教育推進計画策定委員会を設置して、学識経験者 1 名、市民 2 名、小中学校の校長 2 名を含む 1 3 名の委員により、延べ 3 回の策定委員会とパブリックコメントのご意見などを踏まえて策定をしたものでございます。前回の計画では、特別支援学級の固定学級、通級指導学級に在籍する保護者の方を対象としたアンケート調査を行いました。今回はアンケート実施から 2 年足らずということもあり実施しておりませんが、前回のアンケート結果も踏まえて計画を策定しているところです。

1 枚めくっていただき目次をご覧くださいと思います。この計画は第 1 章から第 5

章の構成になっております。

第1章で計画の概要、第2章で推進計画の基本理念と推進指針、第3章で日野市における特別支援教育の現状と課題、第4章としてこの計画の主要部分となる日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策、第5章として計画の進行管理（推進体制）となっております。説明はこの計画の中で重要な章を中心に説明をさせていただきたいと思います。

22ページをお開きいただきたいと思います。第4章、日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策ということ、この計画の重要な章となりまして、その中でさらに最重点施策ということで五つの施策を掲げているところでございます。まず推進指針の（1）になります。幼児期から中学校までの一貫した支援体制を構築するため、四つの施策を記載しております。①の支援センターを中心にした連携支援体制の構築を最重点施策の一つとしてしているところです。ここではいずれの施策につきましても、教育と福祉の連携ということを掲げており、この4月に日野市旭が丘に日野市発達・教育支援センターが開設され、市長部局と教育委員会が一体となった取組を進めることにしています。

24ページをお開きいただきたいと思います。推進指針（2）、校内委員会の充実を図り、家庭や地域との連携を一層進め、共に育てていく学校づくりを進めていくために三つの施策を掲げております。

25ページをお開きください。推進指針の（3）になります。通常の学級での特別支援教育の充実を図るため、六つの施策を掲げております。特に施策の②教員の指導力向上に向けた取組の推進は最重点施策の一つとして教員の特別支援教育の理解と充実に向けた教員研修の充実を推進してまいります。

27ページをお開きください。推進指針の（4）、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を実施するため、八つの施策を掲げております。この中では三つの重点施策を掲げているところです。まず一つ目として、①ニーズに応じた特別支援学級の増設では、小学校の情緒障害等通級指導学級に通う児童が増えており、既設の3校では受入ができなくなっている状況があることから、この4月に滝合小学校に1校新たに開設することになります。また、日野第二中学校で設置している自閉症・情緒障害固定学級についても、入る生徒の方が増えているという状況があります。平成26年度当初においても3学級24名、定員に近いということから、平成27年度に向けて増設の検討をすることとしております。二つ目として、②特別支援教室（平成28年度から東京都が順次導入予定）ということの対応についての検討です。今回の計画期間中に、モデル事業として実施している4区市の状況の把握をしながら、今後の実施に踏み切ったときの対応を検討することとしております。三つ目として、③中学校リソースルームの拡充を検討ということです。平成25年度は中学校2校で実施しております。当面は4つの中学校ブロックにそれぞれ1校ずつの設置を目指すことを基本として、各中学校の必要性を考慮しながら拡充に努めてまいりたいと考えております。

30ページをお開きください。推進指針の（5）になります。すべての子供が共に育つ地域社会の実現を目指していくため三つの施策を掲げております。

第5章、31ページをご覧ください。計画の進行管理（推進体制）でございます。計画の進行管理につきましては、平成26年度以降になります。特別支援教育推進委員会を設

置して、年度毎の各施策の進捗状況の把握、今後の日野市の特別支援教育について、さらに必要なものがあるかどうかということも検討してまいりたいと思っております。

以上、日野市の特別支援教育をさらに推進するため、第3次日野市特別支援教育推進計画を策定するものでございます。

簡単ではございますが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。高木委員。

〔高木委員〕

推進計画の計画期間が来年度、26年度から28年度の3ヵ年ということなんですけれども、計画ということでは比較的短くてもいいのかなというふうに思いますが、その辺の背景や理由等をご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

〔根津特別支援教育推進チームリーダー〕

この特別支援教育につきましては、平成19年度から正式に始まっております。この特別支援教育の各種事業、国の動向、都の動向を含めて、様々な事柄につきまして逐次変わっているような状況があります。それに日野市のほうも対応するためには、推進計画を3年毎に策定しながらやっていきたいと考えております。特に構想的な計画であれば、5年とか、そういうことでいいとは思いますが、特に法の改正であったりとか、施策の変わり目ということも結構ありますので、それに対応していくためには3年毎、早い期間で対応していきたいと考えております。第1次、第2次、第3次の推進計画についても3年毎に計画を見直ししながら進めておりますので、第3次につきましても同様にしていきたいというふうに考えているところでございます。

〔西田委員長〕

ほかに、ご質問ございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。第3次日野市特別支援教育推進計画の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第65号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第65号 日野市立教育センター所長の任命について

〔渡辺教育センター事務長〕

議案第65号・日野市立教育センター所長の任命について、ご説明いたします。

提案理由でございます。平成２６年３月３１日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

２２ページをお開きください。

任命者の氏名及び任期につきましては記載のとおりでございます。日野市立教育センター設置条例の第５条に基づき所長を置くものです。

以上で説明を終了します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局から説明が終了いたしました。質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第６５号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第６６号・第６期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第６６号 第６期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について

[渡辺教育センター事務長]

議案第６６号・第６期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、ご説明します。

提案理由でございます。平成２６年３月３１日をもって第５期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

２４ページをお開きください。第６期日野市立教育センター運営審議会委員の名簿でございます。今回任命する委員の方は番号の１、２、３及び８に記載されている４名の方でございます。氏名、住所等につきましては記載のとおりでございます。

任期につきましては、平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日までの２年間となっております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。第６期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、を原案の

とおりの決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第67号・日野市指定無形民俗文化財の指定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第67号 日野市指定無形民俗文化財の指定について

[清野生涯学習課長]

議案第67号・日野市指定無形民俗文化財の指定について、でございます。

提案理由、「日野の祭ばやし」について、日野市文化財保護審議会より「日野市指定無形民俗文化財の指定に相当する」との答申を受けたため、日野市指定無形民俗文化財に指定するものです。

平成26年2月28日、日野市文化財保護審議会の会長、稲葉和也先生から米田教育長へ「日野の祭ばやし」の日野市無形民俗文化財の指定についてという答申書が提出されました。そこでは平成26年2月5日付日教生第771号で諮問のあった標記のことについて、平成26年2月10日に日野市文化財保護審議会を開催し、審議検討した結果、下記のとおり意見が一致したので答申します。

1. 新たに指定するもの、「日野の祭ばやし」(日野市無形民俗文化財)

2. 指定に相当する理由「指定に相当する理由書」、それは27ページから29ページにかけて掲載してございます。

指定に相当する理由書、1名称、日野の祭ばやし。2指定種別、日野市指定無形民俗文化財。3伝承地、日野市域、4員数、1件。5保存団体、東光寺囃子連、日野囃子保存会、豊田囃子保存会、四ツ谷睦囃子連、東町囃子連、日野囃子愛好会、同志会囃子連、以上7団体でございます。6由緒及び沿革、7祭囃子の内容、8指定に相当する理由が記載されています。その最後に、「日野の祭ばやし」は「今後も継承されていくべき地域の重要な文化資産」であり、日野市指定無形民俗文化財の指定に値すると答申書が提出されてございます。

以上、ご審議お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。高木委員。

[高木委員]

日野の祭ばやし、今回指定ということで答申を受けているわけですが、日野市におきます無形文化財というのは今回の例で何例目になりますか。

[清野生涯学習課長]

無形民俗文化財としては今回が初めてでございます。

[西田委員長]

ほかにございませんでしょうか。ご意見ございますか。

〔岡本委員〕

本当にうれしいことだと思います。実は私たちの町内会の夏祭りのときには保存会の方、ずいぶん応援していただいていると思います。またこういうような文化財に目を向けて、それを地道に、発掘と言ったらおかしいですけど、テイクケアというか、きちっと連携をとりながら調べていくという不断のご努力に対して、敬意を表したいと思います。本当におめでとうございます。ありがとうございました。

〔西田委員長〕

ほかにございませんか。濱屋委員。

〔濱屋委員〕

私も地元の小学校のお祭りで祭ばやしの方に来ていただいて、その一端を見せていただきました。子どもたちが非常に関心を持つんですね。この理由の中に「生きた芸能の姿」と捉えることができると書いてありますけれども、まさしくそのとおりだと思って、そういった地域の伝統というものを受け継いでいくことは大切なことだと思いますので、是非、行政としてもバックアップできるところは、やっていけばいいなと思いました。

〔西田委員長〕

それではお諮りします。日野市指定無形民俗文化財の指定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。ますますこの伝統文化が発展しますことを願いまして、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第68号・日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第68号 日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則について

〔清野生涯学習課長〕

議案第68号・日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則でございます。

提案理由、日野市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定に伴い、細則の一部を改正するものです。

この議案は、日野市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定に伴い、日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正するものでございます。日野市公共施設予約システムの利用に関する規則は、インターネットによる市内の公共施設全体の予約システムで、公民館、市民会館や陸上競技場、南平体育館及び生涯学習課で管理している学校体育施設、中学校の校庭、体育館、テニスコートの予約を行っております。同規則の制定にあわせて今回改正する実施細則との条文の重複や用語の統一及び別表の改定など文言の整理を行ったものでございます。

それでは改正点を新旧対照表でご説明いたします。３８ページをお開きください。

改正された部分をご説明いたします。第１条から第７条、これは変更はございません。

第８条第１項、団体登録を利用者登録と改めました。また、旧第８条の２、３、４項を削除し、新たに第２項として、利用者登録を受けたものは、登録を受けたものとみなすとの規定を設けました。第８条第３項に旧第５項、登録団体とみなすの規定を繰り上げました。第８条４項、施設の利用は施設予約システムによることを新たに明記いたしました。

次に登録取消等、第９条第２項は、利用の停止を登録の停止に、同第３項は、申請を手続きに改めました。

次に利用手続、第１０条第１項、旧、通信回線を利用した体育施設予約管理システムを、新、施設予約システムに変更し、その他の文言を整理いたしました。第１０条第３項は、様式の変更により、日野市学校体育施設使用許可証兼領収証を、日野市立学校体育施設使用許可書兼領収書に変更いたしました。また、第１０条第４項の文中、第８条第５項を第３項へ改め、旧、許可証兼領収証を、新、許可書兼領収書に、第５項も同様に變更いたしました。

使用申請回数、第１１条は、旧、学校体育施設予約管理システムを、新、施設予約システムに変更しました。

別表第２、旧、前月の属する１８日から１９日を、新、前月の属する２１日から２２日に変更しました。また、第１号様式は、旧、第１号様式、第２号様式を削除し、旧の第３号様式を第１号様式として繰り上げました。

最後に３７ページに戻っていただきまして、付則、この規則は、平成２６年４月１日から施行する、といたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第６８号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第７４号・教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第７４号 教育委員会職員人事の専決処分について

[松本庶務課長事務取扱]

議案第74号・教育委員会職員人事の専決処分について、でございます。

提案理由につきましては、教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年3月25日付発令3名、職層名、職務名、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第74号は原案のとおり承認されました。

[西田委員長]

議案第75号・教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第75号 教育委員会職員人事について

[松本庶務課長事務取扱]

追加案件になります。議案第75号・教育委員会職員人事について、でございます。

提案理由につきましては、教育委員会職員に対して人事発令を行うものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年3月31日付発令15名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

平成26年4月1日付発令77名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

説明については、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。教育委員会職員人事について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

これより議案第 6 9 号から議案第 7 3 号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成 2 5 年度第 1 2 回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「日野市立学校教員の措置について」

「日野市立学校副校長の措置について」

「日野市立学校長の措置について」

「教育職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成 2 5 年度第 1 2 回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 1 6 時 1 1 分